

上郷岡原遺跡III区建物群の様相 ——中世～近世の掘立柱建物跡を中心として——

飯 森 康 広

(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団

- | | |
|------------------|----------------|
| 1. はじめに | 6. 形態的な特徴 |
| 2. 上郷岡原遺跡の概要と問題点 | 7. 建物の変遷案と建物配置 |
| 3. 8号建物の修正と問題点 | 8. 変遷案と桁行平均柱間 |
| 4. 主軸方位による分類 | 9. まとめ |

—— 要 旨 ——

天明3年の浅間山噴火泥流直下で発見された礎石建物1面1号建物の前身建物が、掘立柱建物である8号建物であることを検証するとともに、報告された8号建物平面形態の修正案を示した。基準尺においても、8号建物が1面1号建物と一致する点を指摘した。8号建物の間取りは、1面1号建物との比較検討によって、居室空間が3分割され、馬屋を持つ土間と、入り口を含む中央部土間、更に床張りされた居室を想定した。

III区2面で発見された掘立柱建物14棟について、調査時の問題点を明らかにし、遺構評価の限界を提示した。また、変遷案を示すとともに、桁行平均柱間数値の検討から、基準尺が7尺台から6尺台に転換して、天明3年の礎石建物へと継続することを位置づけた。

キーワード

対象時代 中世～近世
対象地域 群馬県吾妻郡
研究対象 掘立柱建物跡

1. はじめに

上郷岡原遺跡は吾妻郡東吾妻町三島に所在し、吾妻川右岸縁辺に位置する。平成14年度からハッ場ダム建設工事に関連して発掘調査が始まり、6か年に及んでいる。面積が広大であるため、調査報告書も分冊で刊行予定されている。本稿で扱う調査区はIII区にあたり、平成19年刊行の調査報告書『上郷岡原遺跡(1)』(2007、以下『報告書』と略す)で報告されている。

本遺跡1面出土の建物群は、天明3年の一括史料として重要性が高い。民家主屋2棟と付属屋、便所、麻畠、水田、道路など集落遺跡を包括的に捉えることができる。報告書刊行により、漸く全容が明らかになったが、礎石建物だけに限っても、建築材の観察や痕跡検討など課題は多いだろう。また、出土遺物に関する統計的な分析や、文献史料・地図史料からの分析も今後の課題であり、報告書続編が待たれる。

一方、本稿で扱う天明3年以前の遺構に関しても、掘立柱建物群のほか、竪穴状遺構、土坑墓群など多種な遺構が混在しており、検討課題を多く残している。江戸時代における住居建物の研究課題として、掘立柱建物から礎石建物への移行問題がある。近年の研究動向においても、一般農村主屋の礎石立て転換期が、全国的に18世紀後葉から19世紀前葉に位置づけられている¹⁾。本遺跡では、天明3年(1783)に被災した礎石建ての主屋が発見され、その下層からも掘立柱建物群が出土し、掘立柱建物から礎石建物への転換期を示す事例と考えられる。このため、本稿では掘立柱建物群の分析を通して、変遷案を提示するとともに、天明3年(1面)段階の礎石建物との関係にも配慮しようと思う。

2. 上郷岡原遺跡III区調査の概要

(1) 第1面(天明3年)の概要

1面調査は天明3年の浅間山噴火泥流によって被災埋没した遺構群である。遺跡全体で同時期の遺構群が発見されているが、III区に関しては北端部で2棟の礎石建物と4棟の掘立柱建物(うち便槽を伴うもの3棟)、屋敷畠2枚、道跡を挟んで南半部には畠跡12枚と水田跡7枚が見つかり、もっとも充実した遺構構成となっている[図3]。畠跡に関しては、断定はできないが、サクの幅や遺存する植物遺体を考慮して、麻畠が多くあるものと想像される。

北端部屋敷跡のうち、礎石建物である西側の2号建物に関しては、南西部の上部構造が基礎から床板まで押し流されずに残り、周辺には粉碎をまぬがれた戸板や障子戸、土壁などがそのまま遺存し、同時期の民家住宅の構造を知る貴重な発見であった。『報告書』では建物の間取り復元を村田敬一氏が行っているが、建築部材からの詳細な建物復元までは記載されておらず、今後建築史家

参加による共同研究も期待されるものと考える。

(2) 第2面(中世～近世)の概要と問題点

2面調査は、縄文時代から天明3年以前まで、幅広い年代を同一面としている。ただし、縄文時代(縄巻で報告予定)及び平安時代の遺構は、遺物を出土する例がほとんどであり、埋没土の様相も含め、選別は容易である。対して、中世から近世にわたる遺構は、共伴関係や年代の分別が難しい。『報告書』による集計では、掘立柱建物14棟、竪穴状遺構12基、土坑墓13基、火葬跡1基、便槽13基、焼土48基、土坑237基(平安時代以前含む)、ピット343基(掘立柱建物柱穴含む)が該当しよう。

遺構は調査区北端と、南・南西部に集中部分がある。北端の掘立柱建物は、後述するとおり、天明3年段階の建物と継続性が認められることから、あるいは江戸時代で収まる可能性がある。対して、土坑墓の出土錢貨は宋・明錢ばかりであるため、中世にほぼ限定でき、中央部から南半分に分布域が広がる。両者は位置関係からも、関連性が希薄である。また、便槽も北端部に集中分布し、うちの2基は、天明3年に近い年代の陶磁器を出土しており、掘立柱建物との関連も考慮されるが、天明以前のどの段階まで遡り得るものなのか問題がある。

竪穴状遺構と焼土は、性格付けに一つの仮説が示されている。石田真氏は、「床に粘土を厚く貼った建物跡や、直径30～50cm程の円形をした焼土が50ヶ所ほど見つかり」、推測の域と断りつつ、「他地域ではあまり見られない特徴をもっており、岩島地区の特産品であった麻の生産と関連付けて考えられそう」とした。具体的には「収穫した麻を干したり、煮たりする作業を」想定し、「煮え湯をくんでは麻にかける」「湯かけ」と、「生麻を水に浸したり、乾燥したりするのに、[ねど倉]と呼ばれる厚い壁で作った建物が利用され」、「焼土は[湯かけ]時の火を焚いた跡、建物は[ねど倉]のような施設と考えることも可能」(石田2003)としている。『報告書』も、丸橋勝太郎『桜木大麻製造実験略記』を引用し、「大きさだけを見ると、竪穴状遺構の内、2号～6号・8号・9号・11号・12号の9基の竪穴状遺構は丸橋氏が記載した大きさの前後でありねど倉の可能性を否定できない」(『報告書』123頁)と、石田氏の解釈を追認する姿勢を採っている。

以上の仮説は、遺構に対して民俗事例から解釈を試みた貴重な検討であるが、竪穴状遺構に関しては、一般的な評価も、容易に否定されるものではない。竪穴状遺構は県下でも散見される遺構であり、住居や倉庫的性格が想定できる²⁾。本遺跡での分布域は、掘立柱建物や土坑墓とも近接して同時性もうかがえる一方、出土遺物から天明3年に近いものも含まれる。

竪穴状遺構と焼土に関する石田氏と『報告書』の見解

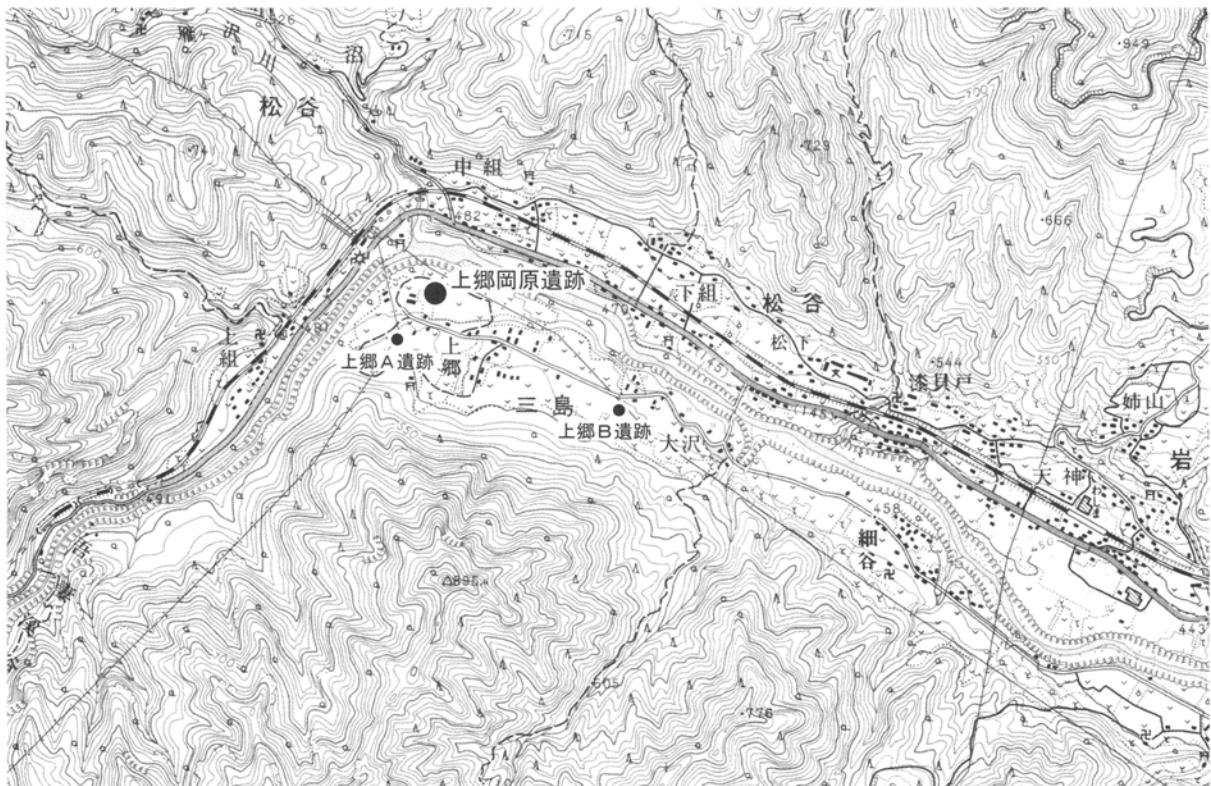


図1 上郷岡原遺跡 遺跡位置図 (1 : 25,000) (国土地理院 1 : 25,000地形図、長野原・群馬原町を使用)



図2 上郷岡原遺跡III区 2面建物配置位置図 (『上郷岡原遺跡(1)』より転載、一部修正)

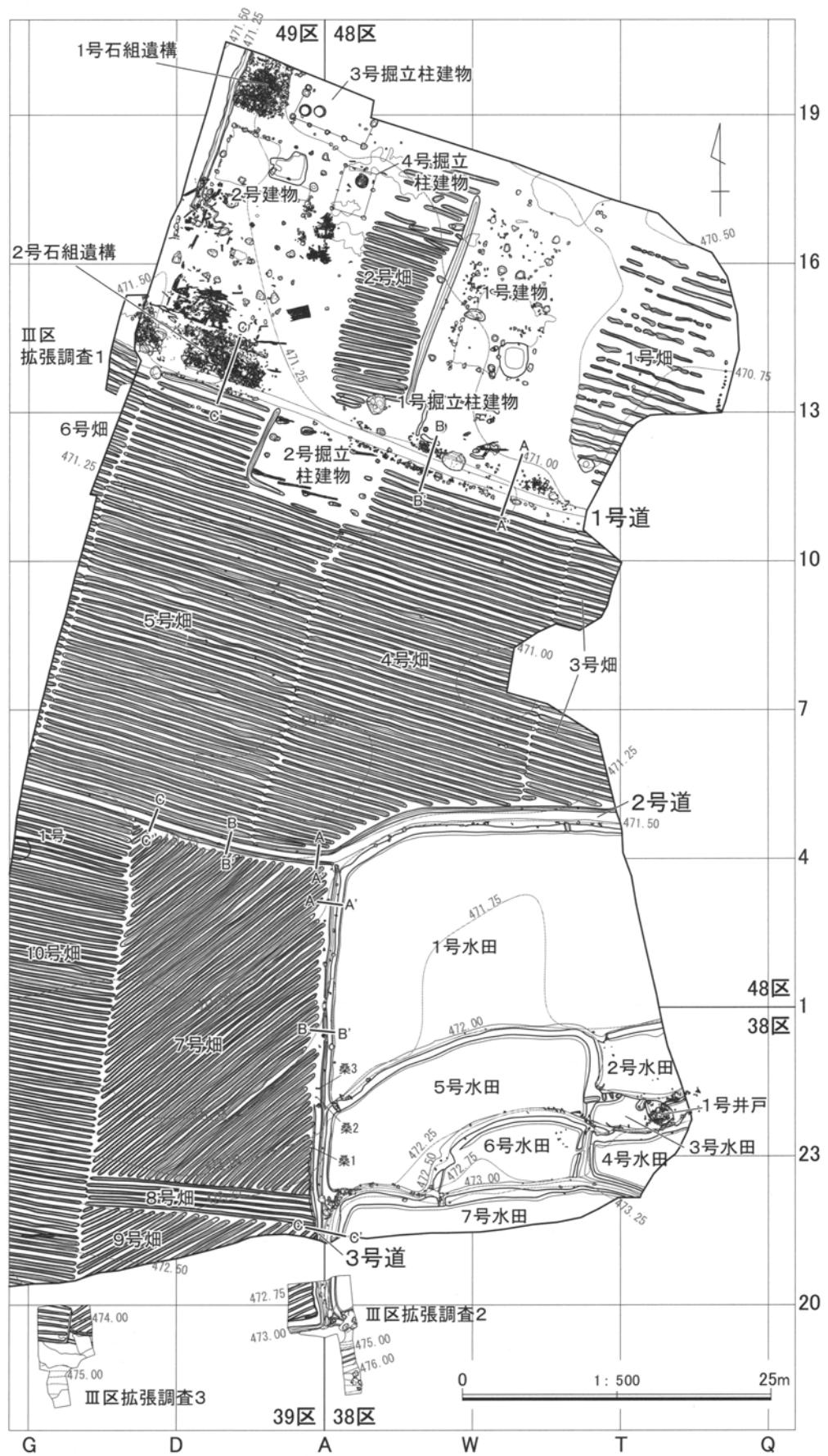


図3 III区1面全体図22 (『上郷岡原遺跡(1)』より転載)

は興味深いものであるが、現在調査された天明3年被災遺跡で、麻畠と共に伴する竪穴状遺構が見つかっていない事実が、大きな障害であろう。焼土に関しても、被災した季節との関連も想定されるが、天明3年段階の麻畠跡で関連遺構の発見が必要があろうし、関連づけを検証する方法論も可能性として残っている。

一方で竪穴状遺構2基から碗形溝が出土していることは興味深く、鉄精練が周辺で行われていた可能性もうかがえる。麻畠との関連から仮説が出されている現状に対して、中世の集落像からみた竪穴状遺構や焼土の解釈も当然可能である。本稿の目途ではないが、今後の課題である。

以上、問題点ばかりを指摘した観も否めないが、2面における中世から近世の遺構では、明らかに時期差を想定しうるものがある。本稿では北端部を一団の居住空間として範囲を絞り、検討を加える。なかでも掘立柱建物群は、天明3年段階に継続性が認められるものとして、希少性が高いものと考える。

(3) 2面掘立柱建物跡認定に至る問題点

ここでは、調査段階から報告までの問題点を挙げる。事実認定上、重要と考えるからである。

『報告書』3頁「調査日誌抄録」によれば、「平成15年1月8日(木)担当者3名が着任。1月21日(木)中近世の掘立柱建物跡確認調査。2月3日(月)調査終了」とある。実調査期間は16日間(除雪作業のみ1日含む)である。しかし、『報告書』が平安時代以降を扱っている関係上わかりにくいか、この調査期間の大半は、縄文時代遺構調査に費やされ、中近世遺構調査は1月以降測量も含め2日間に過ぎなかった。つまり、筆者が1月に着任した段階で、「日誌」にある掘立柱建物柱穴及びピット群の大半は半裁され、終了となっていた。したがって、筆者が実際に遺構確認から掘削まで携わった柱穴は、わずか1面2号建物範囲の下面だけであった³⁾のだが、2面掘立柱建物跡に関しては、すべて筆者が1月段階で認定している。

さて、『報告書』第2分冊：遺構写真編を見れば明らかなどおり、本稿で扱う2面掘立柱建物群の遺構写真は少ない。PL95・96[図5]がすべてとも言える。これは調査環境に要因がある⁴⁾。PL95・96[図5]を注視すれば分かるが、柱穴は南半分が半裁されている。調査途中ではなく、これが掘立柱建物群の完掘状態を示している。つまり、柱穴は全掘されなかった。調査担当合議による判断である。限られた調査期間による苦渋の選択であった。本来ならば、半裁の図面を作ることも1案であっただろうが、今となっては、どれが全掘されていたのか。写真でしか分からなくなってしまった。もちろん、柱穴を半裁で済ませた場合、出土遺物の半分は掘り残され、遺構深度の確実性や重複する柱穴発見の機会が半減してしま

う。掘立柱建物認定には、前提としてこうした問題点がある。

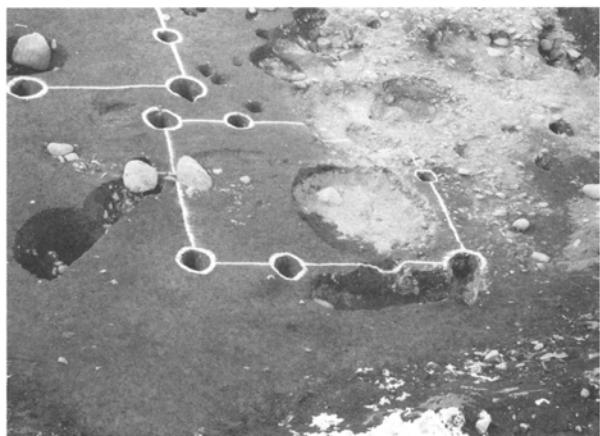
本遺跡の特徴は、天明3年段階から中世までを上層から連続的に把握できる点にある。例えば、後述する8号建物は、1面1号建物の前身建物として認定できるのである。しかし、問題は調査担当者の入れ替わりにより生じた。1面1号建物には掘り方調査[図6]があったが、筆者は1面1号建物の掘り方状況図を知らないまま、8号建物を認定した。なぜなら、2面調査面は、1面調査面から重機と人力により約20~30cm掘り下げられていたからである。ただし、1面1号建物の礎石下から空洞化した柱穴が発見された事実は引き継がれており、これが8号建物認定の動機ともなっていた。言い訳になるが、次章のとおり変更が生じてしまったのは、筆者が遺構を連続的に把握できていなかつたためである。ここに認定の断絶が生じている。修正は必然であった。

3. 8号建物の修正と問題点

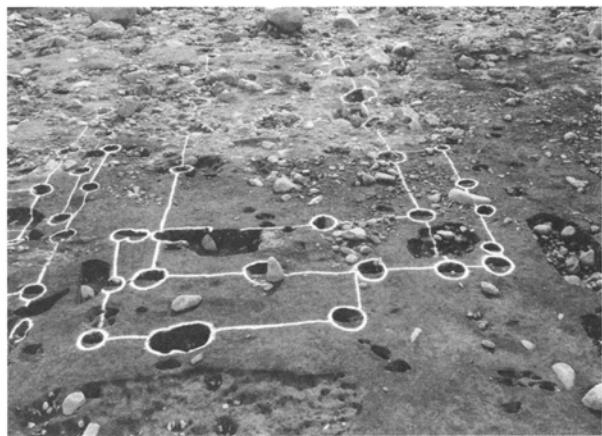
報告されている8号建物は、2×4間四面下屋の南北棟となっている[図7]。これは調査時の認定である。重複する建物も3棟あり、特に9号建物は柱筋が一致する部分があり、一棟としてつながるのかという不安もあった。調査段階では縮尺1/80~100の遺構確認図を拡大コ



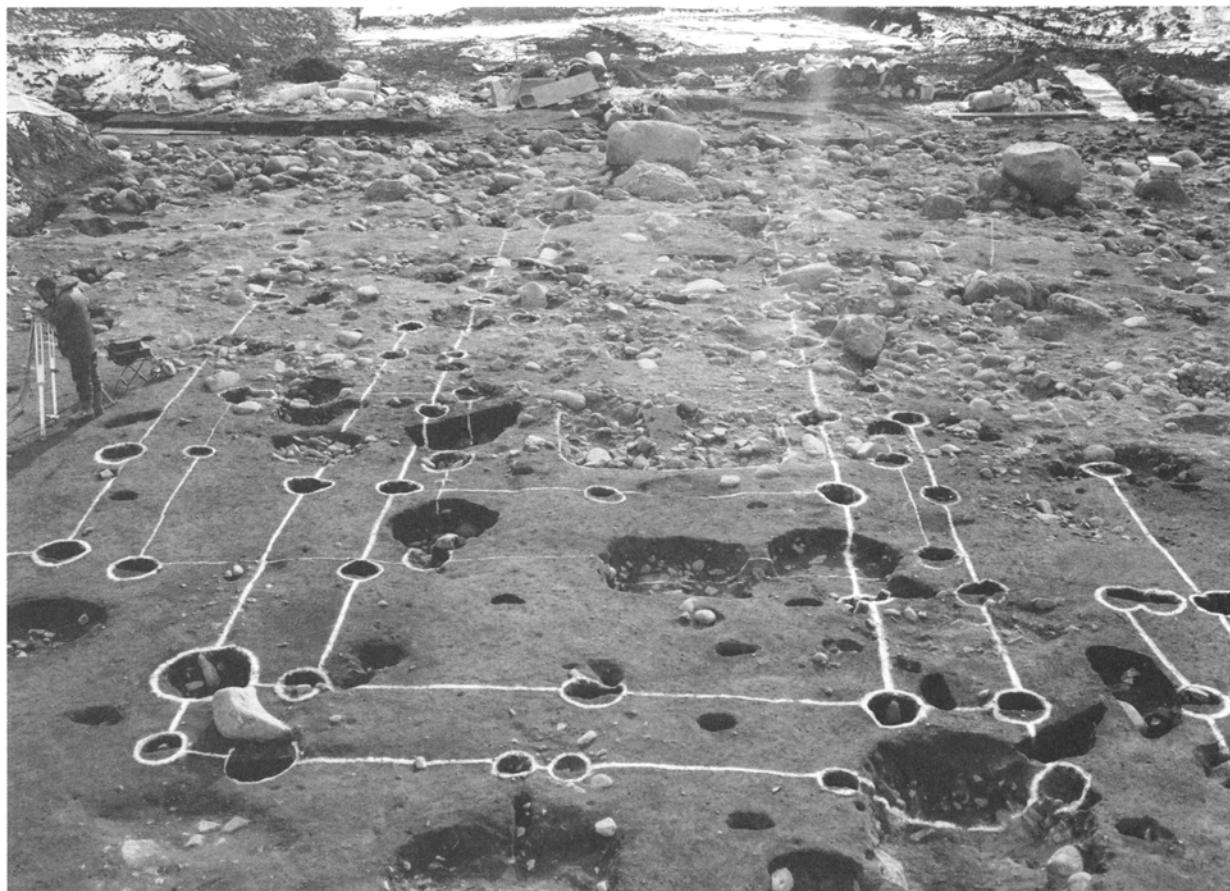
図4 III区1面1号建物間取り図
(復元: 村田敬一) (『上郷岡原遺跡(1)』第87図転載)



1. 1号掘立柱建物(48区13号掘立柱建物)[東→]



2. 4号掘立柱建物(48区9号掘立柱建物)[北→]



3. 3·8·9号掘立柱建物(48区4·11·14号掘立柱建物)全景[北東→]



4. 6·11号掘立柱建物(49区8·11号掘立柱建物)[西→]



5. 13号掘立柱建物(48区10号掘立柱建物)[東→]

図5 III区掘立柱建物群全景写真 (『上郷岡原遺跡(1)』PL96転載)

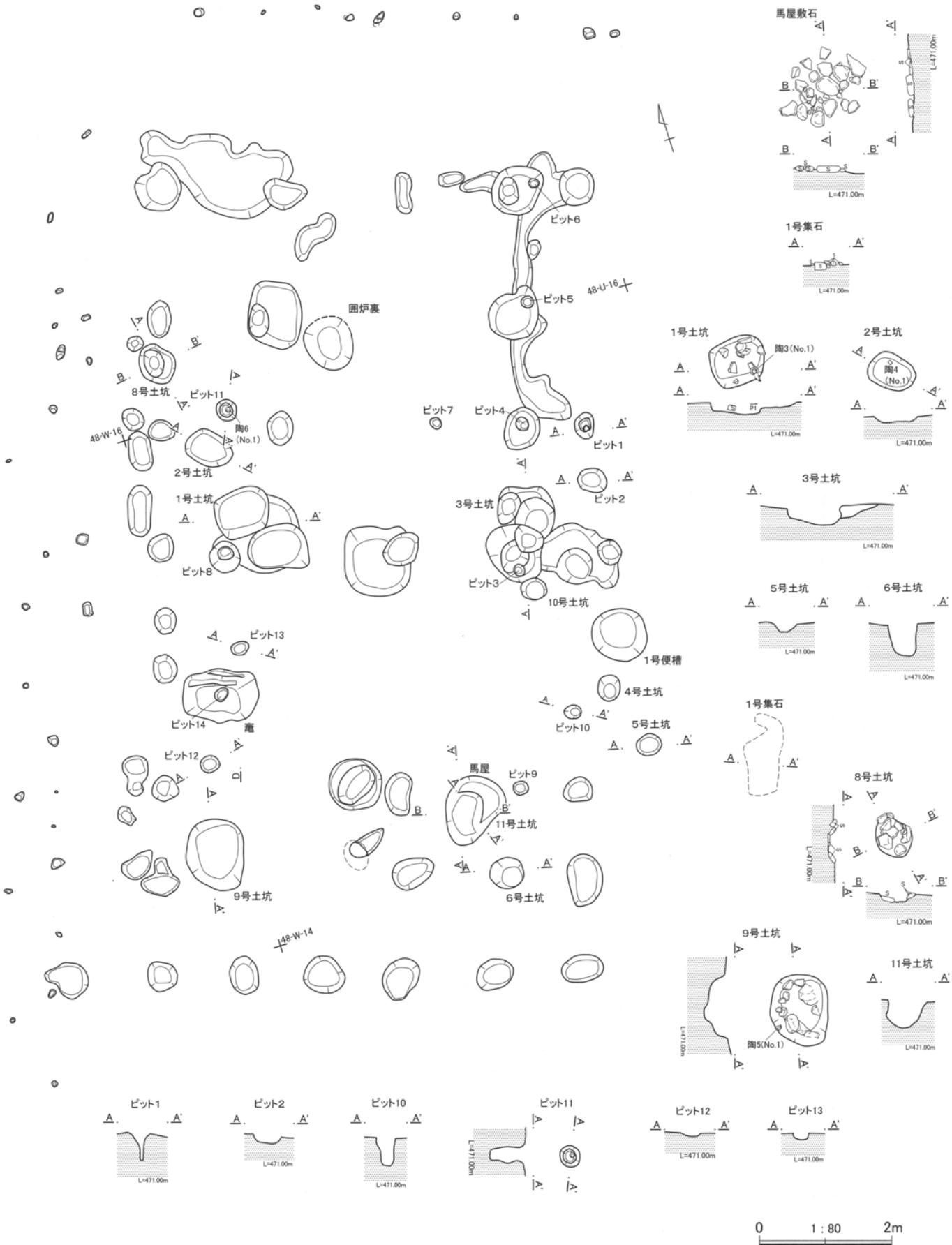


図6 III区1面1号建物掘り方平・断面図(『上郷岡原遺跡(1)』より転載)

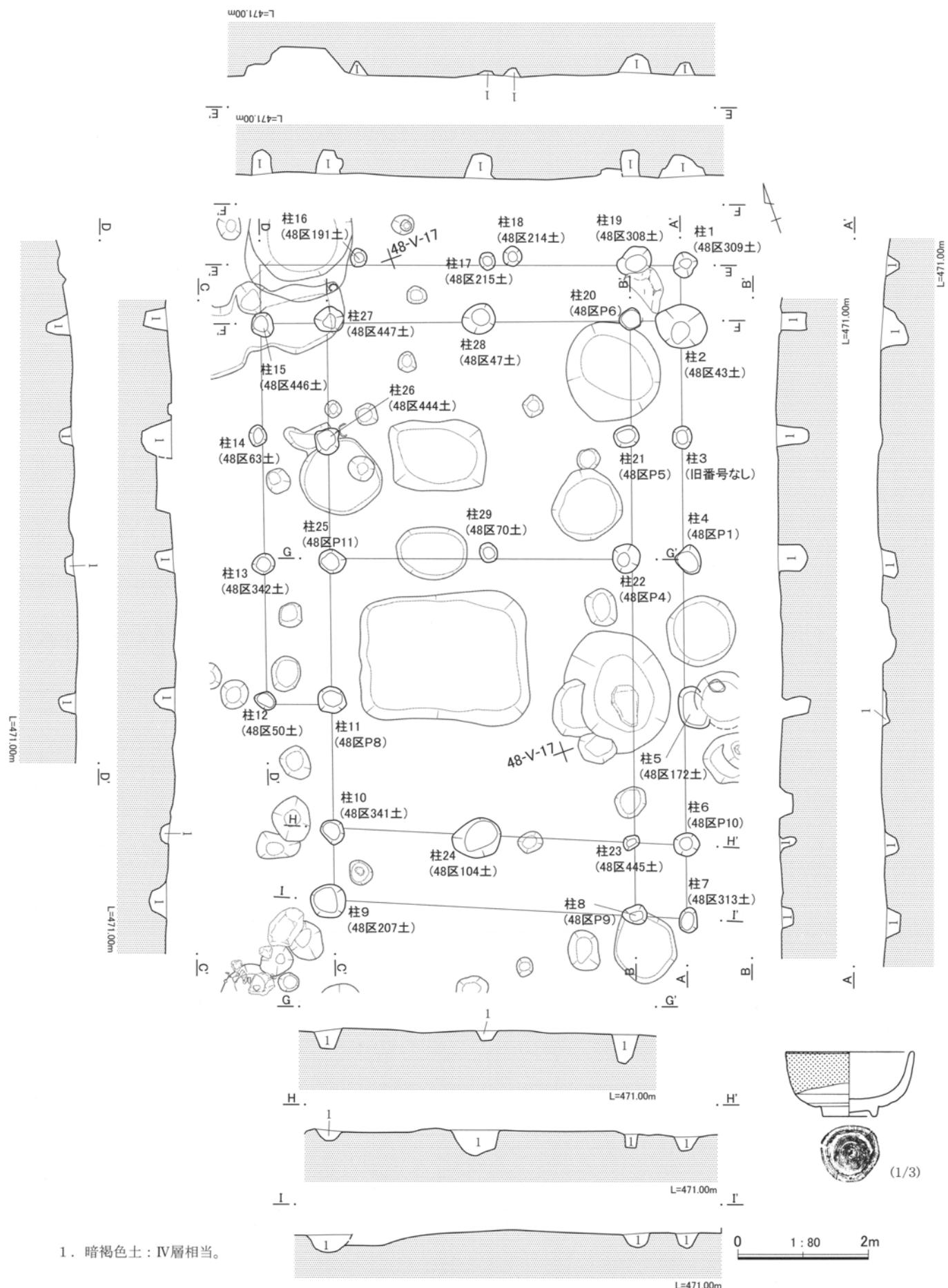
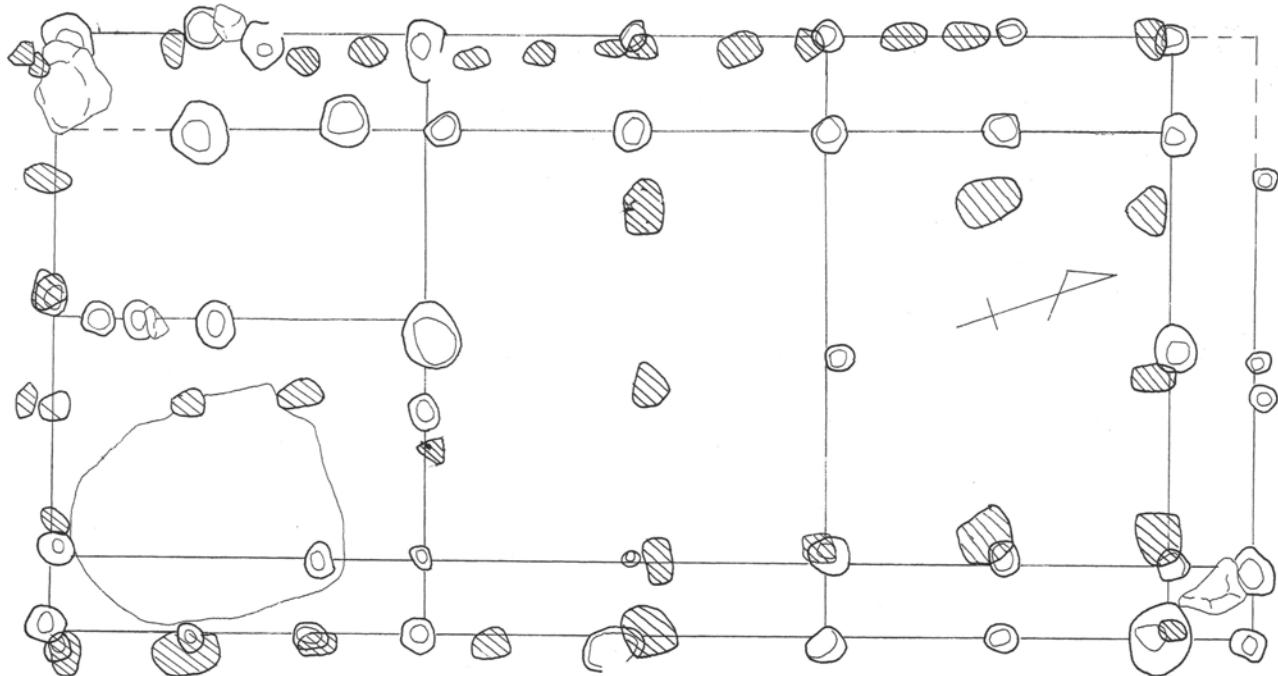
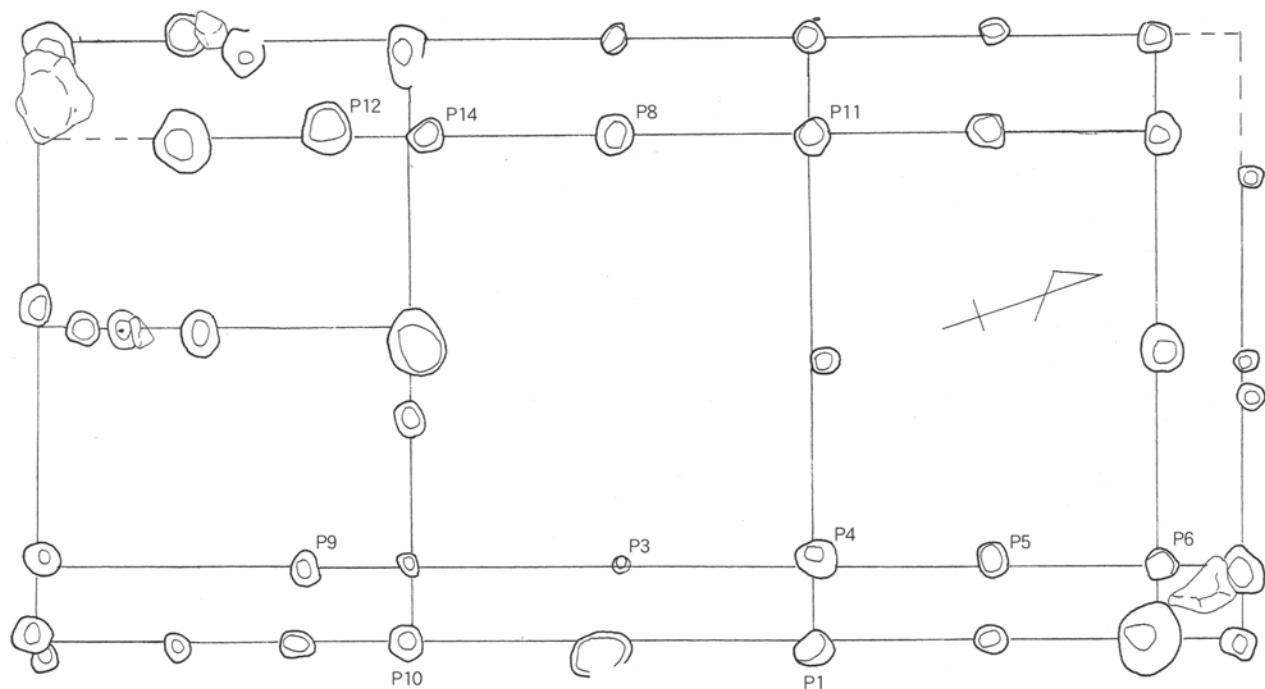


図7 修正前のIII区2面8号掘立柱建物跡平・断面図 (『上郷岡原遺跡(1)』より転載)



※斜線は1面1号建物礎石



※P番号は1面1号建物のピット番号

図8 8号掘立柱建物修正図 (1:80)

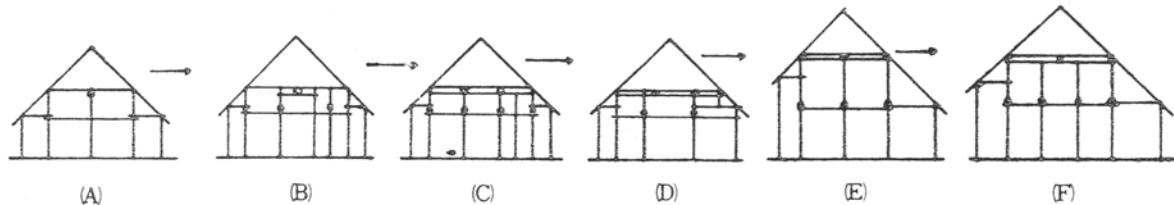


図9 高山村の民家における構造進化の模式図 [桑原(1976)より引用]

ピーして掘立柱建物認定に使用していた。したがって、暫定的な面もあった⁵⁾。

筆者の修正案を図8に掲載した。2×7間三面下屋の南北棟である。修正作業は図8上に示した1面1号建物の礎石との照合により始まった。その結果、両建物はほぼ同じ位置に建っていることが判明した。相違点は、8号建物が北側にも下屋を持つことと、梁柱位置が移動している点であった。次に1面1号建物掘り方平面図[図6]との照合である。すると予想を超えて一致する柱穴があった。図8下に示したP○○番号がそれである。これがまさしく、現場着任時に聞いた礎石下で発見された一部空洞化した柱穴だったのだ。1面1号建物掘り方断面図[図6]に掲載されるピット1・10・11を、8号掘立柱建物断面図[図7]柱4、6、25と照合した結果、確認面は20~30cmの高低差があるものの、底面はほぼ同レベルであることがわかった。やはり、8号建物は1面1号建物の前身建物で良かったのである。

さて、1面1号建物掘り方ピット11が8号建物の柱穴と同一であることが判明すると、出土遺物により時期が判明することとなる。これは完形の瀬戸戸美濃系小碗[図7]で、『報告書』では18世紀後半~19世紀前半の年代観が与えられている。1面1号建物が天明3年被災であるから、8号建物はそれ以前30年間のうちに建てられたか、廃棄されていた可能性が判明する。

1面1号建物は村田敬一氏により、南半分が土間で馬屋を持ち、北半分にザシキ・コザシキ・エンガワが復元されている[図4]。8号建物がこの前身建物であるから、馬屋の位置はおそらく変更がないだろう。したがって、柱間の短い南東部の一部屋は馬屋と考えられる。そうすると、間仕切り柱により南北に大きく3分割された部屋割りは、中央部が土間で、南も馬屋を持つ土間、北側一部屋が床張りと想像できることとなる。

柱間をみると、1面1号建物は東西6.40m南北11.84mで、3.5×6.5間で割り返すと、桁・梁側とともに約1.82m6尺となる。後述するが第1表のとおり、8号建物の桁行平均柱間は1.843m約6.1尺で一致する。

柱構造を比較すると、梁側の柱配置が変化している。8号建物は梁間2間の身舎で北東西三面に下屋を設けている。一方、1面1号建物は梁間3間半で、上屋柱が4本で梁間を三等分するような柱配置となり、構造の進化

が推測される。それは南側の土間部分でも顕著であり、1面1号建物では馬屋部分以外、土間に柱が立っておらず、上屋構造の改良による柱の省略が推測される。このように両建物の構造を比較すると、民家建築研究で知られる成果と合致する構造変化を追うことができる。つまり、図9における(A)から(B)への変化である。桑原稔氏の解説によれば、「(B)は(A)のように上屋を2等分した位置に柱を建てるのではなく、まず上屋を3等分した位置に柱を建てる。そして3等分された上屋裏側の柱間の中央にもう1本柱を建てる。この柱は構造柱というより、チャノマとヘヤ境の間仕切上必要となる柱であるところから、平面計画上の必要性によって設けられた柱とみてよい」[桑原(1976)、p.244]としている。

2面8号建物から1面2号建物における梁側柱の位置変化はまさにこれに該当している。しかも、それが掘立柱から礎石建てへの基礎構造の変化と同時に起こっていることも本事例の重大な特徴である。

4. 主軸方位による分類 [表1]

14棟の建物のうち、6・13・14号建物3棟を除けば、残る11棟はN-15~20°-E(主軸直交方向も含む)に収まり大差ないが、第1類は4棟でまとまりもあるため、1つに分類した。第2類は同類内で重複が激しく、僅差による細分は意味がない。なお、その他とした3棟は主軸方位が他と大きく違っており、おそらく建物群では古い段階の建物群であろう。天明3年時の礎石建物2棟が第2類に含まれることも傍証と考える。第2類に1面1号建物と8号建物があることから、第1類はその前段階で、1時期か2時期に分類されるのであろう。

5. 桁行平均柱間の状況 [表1]

検討にあたり主屋と付属屋を別に行う。主屋は面積40m²以上を目安と考えているが、ここでも矛盾しない。主屋では①約2.43m(8尺)が第1類で4号建物1棟、②約2.34m(7.7尺)が第2類で7号建物1棟、③約2.13~2.24m(7.0~7.4尺)が第1類で2号建物1棟、第2類が10・12号建物で2棟、④約1.84~1.95m(6.1~6.4尺)が第2類8号建物・その他14号建物で1棟ずつ、⑤約1.69m(5.9尺)が第2類で11号建物1棟となる。参考に天明面の2棟は礎石建てで、約1.82~1.87m(6.0~6.2)尺

表1 上郷岡原遺跡III区建物計測表

No.	主軸方位	面積	桁行 (平均)	桁行平均 柱間	寸尺	梁間 (平均)	梁間平均 (柱間)	規 格	下屋	重複
2-2	第1類	N-15°-E	78.78	14.92	2.130	7.0	5.28	1.760	3×7間・南北棟	7
2-3		N-75°-W	33.96	7.58	2.526	8.3	4.48	2.240	2×2?間・東西棟	桁行3間で計算／8
2-4		N-15°-E	69.78	12.16	2.432	8.0	4.56	2.280	2×5間・南北棟	東張出 10・13
2-5		N-15°-E	17.24	4.79	1.597	5.3	3.60	1.800	2×3間・南北棟	
2-1	第2類	N-17°-E	9.41	3.36	1.120	3.7	2.80	1.400	2×3間・南北棟	
2-7		N-17°-E	46.42	9.36	2.340	7.7	4.56	1.520	3×4間・南北棟	西 2
2-8		N-18°-E	83.33	11.98	1.843	6.1	4.64	2.320	2×7間・南北棟	北・東・西 桁行6.5間で計算／3・9
2-9		N-19°-E	28.16	5.94	1.980	6.5	4.74		1×4間・南北棟	8
2-10		N-70~73°-W	74.00	15.68	2.240	7.4	4.72		1×7間・東西棟	6・11・12・14
2-11		N-68~71°-W	—	6.77	1.693	5.9	3.68		1×4間以上・東西棟	6・10・12・14
2-12		N-20°-E	40.90	8.95	2.238	7.4	4.57		1×4間・南北棟	6・10・11・14
2-6	その他	N-25°-E	21.84	6.54	2.180	7.2	3.34		1×3間・南北棟	10・11・12・14
2-13		N-58°-W	19.15	5.0	2.500	8.3	3.83		1×2間・東西棟	4
2-14		N-49°-W	54.26	9.42	1.884	6.2	5.76	2.880	2×5?間・東西棟	6・10・11・12
1-2	天明面	N-68°-W	40.04	8.63	2.158	7.1	4.64	1.547	3×4間・東西棟	
1-1 碇		N-18°-E	75.78	11.84	1.822	6.0	6.40	1.829	3.5×6.5間・南北棟	2-8の上層
1-2 碇		N-20°-E	123.61	15.95	1.876	6.2	7.75	1.938	4×8.5間・南北棟	

である。

付属屋では①2.52m前後(8.3尺)が第1類3号建物・その他13号建物で1棟ずつ。②はない。③約2.18~2.23m(7.2~7.4尺)がその他で6号建物1棟。④約1.88~1.98m(6.2~6.5尺)が第2類で9号建物1棟。⑤はない。⑥約1.6m(5.3尺)が第1類で5号建物1棟。⑦約1.12m(3.7尺)が第2類で1号建物1棟である。また天明面では掘立柱建物で付属屋としては面積約40m²と大きいが、約2.16m(7.1尺)である。

主屋・付属屋ともに数値がバラついており、①8.0~8.3尺が3棟、③7.0~7.4尺が4棟、④・⑤5.9~6.5尺が4棟あり、ほぼ等量に存在する。主屋だけに限れば、③が3棟、④・⑤3棟でやや偏りがみられる。ちなみに天明面では、礎石建物2棟が④6.0~6.2尺だが、掘立柱建物1棟が③7.1尺と一致する傾向がある。以下は、変遷案を踏まえて後述する。

6. 形態的な特徴

8号建物は、梁間2間で梁側中央に上屋柱を持ち、下屋を3面に廻らしている。一方、後身建物である1面1号(礎石)建物は身舎梁間3間で梁間を三等分するような柱間配置となり、上屋・下屋柱の省略がかなり顕著となっている。これは民家建築史上からも至当な構造変化である。梁間3間の建物として2面では、2号建物と7号建物があるが、内部に上屋柱が少なく側柱構造のままである。したがって、梁間も広くなく、柱間が狭くなっている。ただし、2号建物は8号建物以外、唯一下屋を持つ。

本建物群主屋の特徴として下屋が少ない点がある。このため、平面形が細長い印象を受ける。実際桁行も長く、2号建物が8間、4号建物が6間、10号建物が7間である。中世末から近世にかけて、主屋建物の桁行が長くなる点は、以前指摘したことがある⁶⁾。

付属建物は少ない印象がある。3号建物は、やや大きい。桁行は3間分を持つが、柱は3本で西から2本めが省略されている。これに符合して、一辺2m前後の長方形土坑がある。『報告書』では1号馬屋跡としている。位置関係から3号建物の内部施設と考えるが、機能は即断できないであろう⁷⁾。

7. 建物の変遷案と建物配置

再三述べてきたとおり、8号建物は天明3年に被災した1面1号建物の前身建物である。したがって、8号建物は天明以前の建物群では、最新段階に位置づけられる。しかし、もう一つの問題は1面(天明面)の礎石建物が2棟あることで、むしろ1面2号建物の方が大きい。両建物とも外便所を持ち、東庭先には屋敷畠を耕している。『報告書』では位置づけがないが、おそらく別人格の屋敷であることは想像に難くない。

そこで、2面の建物群をみると、4号建物と8号建物の間には間隔があり、境界認識が微妙に働いてみえる。1面では、ここに境界と思える浅い溝もあった[図3]。ここを境に居住者の住み分けがあったとして良いだろう。そこで、改めて東屋敷地と西屋敷地と呼ぶこととする。

この前提に立つと、第1類の建物構成が非常に理解し

やすくなる。東屋敷地に2号建物と3号建物、西屋敷地に4号建物と5号建物という組み合わせが成立する。主屋同士の位置関係から言っても至当な組み合わせであろう。同じく位置関係からすれば、東屋敷地第2類の8号建物に対しては、西屋敷地では第2類の12号建物が理解しやすい。第2類の残りを考えれば、東屋敷地7号建物に対しては、西屋敷地が10号建物となることとなる。非常に安易な発想ではあるが、単純で合理的に考えれば自ら導かれる。これが、つまり『遺跡は今』第12号から変わらないスタンスである。ついでに付属屋を考えれば、位置関係から言って、東屋敷地の7号建物には1号建物が伴うだろう。

変遷案を整理すれば、その他とした3棟が東西屋敷地段階以前にあり、次いで第1類4棟段階、その後第2類で1・7号建物と10号建物段階、最後に8・(9)号建物と(11)・12号建物段階、更に言えば天明期の1面1・2号(礎石)建物へと続くと言えよう。なお、その他は主軸方位も違っており、検討している屋敷地の範疇には含められない。

8. 変遷案と桁行平均柱間

桁行平均柱間には、7.0~7.4尺の一群(4棟)、5.9~6.5尺の一群(4棟)があると前述した。それは1面3棟とも一致している。特に1面礎石建物が使用する6.0~6.2尺は、民家建築として一般的な基準尺である。また、1面1号建物の前身8号建物が、同じく6.1尺を使用することは注目される。つまり、8号建物は掘立柱構造であるながら、礎石建物と同じ基準尺を使用していることとなる。

一方、1面2号掘立柱建物は桁行平均柱間7.1尺を使用している。天明3年段階で礎石建物と合わせて2種類の基準尺が確認できることとなる。掘立柱構造を考慮すれば、耐用年数は2・30年であろうから、礎石建物の建築

時期とさほど時期差は生じないだろう。したがって、7.1尺基準が掘立柱建物には使用されていたのだろうか。すると、8号建物は掘立柱建物でありながら、従来と違った基準を使ったという見方ができよう。なぜなら、第1・2類段階の主屋2・10・12号建物で7.0~7.4尺が使われているからである。筆者は以前、県内の中世屋敷内部建物の桁行平均柱間を検討した際、約6.3尺と約7.4尺の2つのピークを見いだしたことがある(飯森2005)。本遺跡の事例も非常に良く符合しているが、7尺台から6尺台への変化を、時期差として確認できたのは、新しい様相である。

問題は他の主屋4号建物や7号建物が、7.7~8尺とう点であろう。これまで、八ッ場地域の三平II遺跡では8.3尺の基準尺を得ている(飯森2007)し、榆木II遺跡でも8尺近い基準尺が認められている⁸⁾。本遺跡で8尺台の基準があつても異例ではない。しかし、変遷の中で考えると、やや不都合が生じてくる。

屋敷地の初段階であるI期では8尺を使う4号建物と、7尺を使う2号建物が混在している。東屋敷地で考

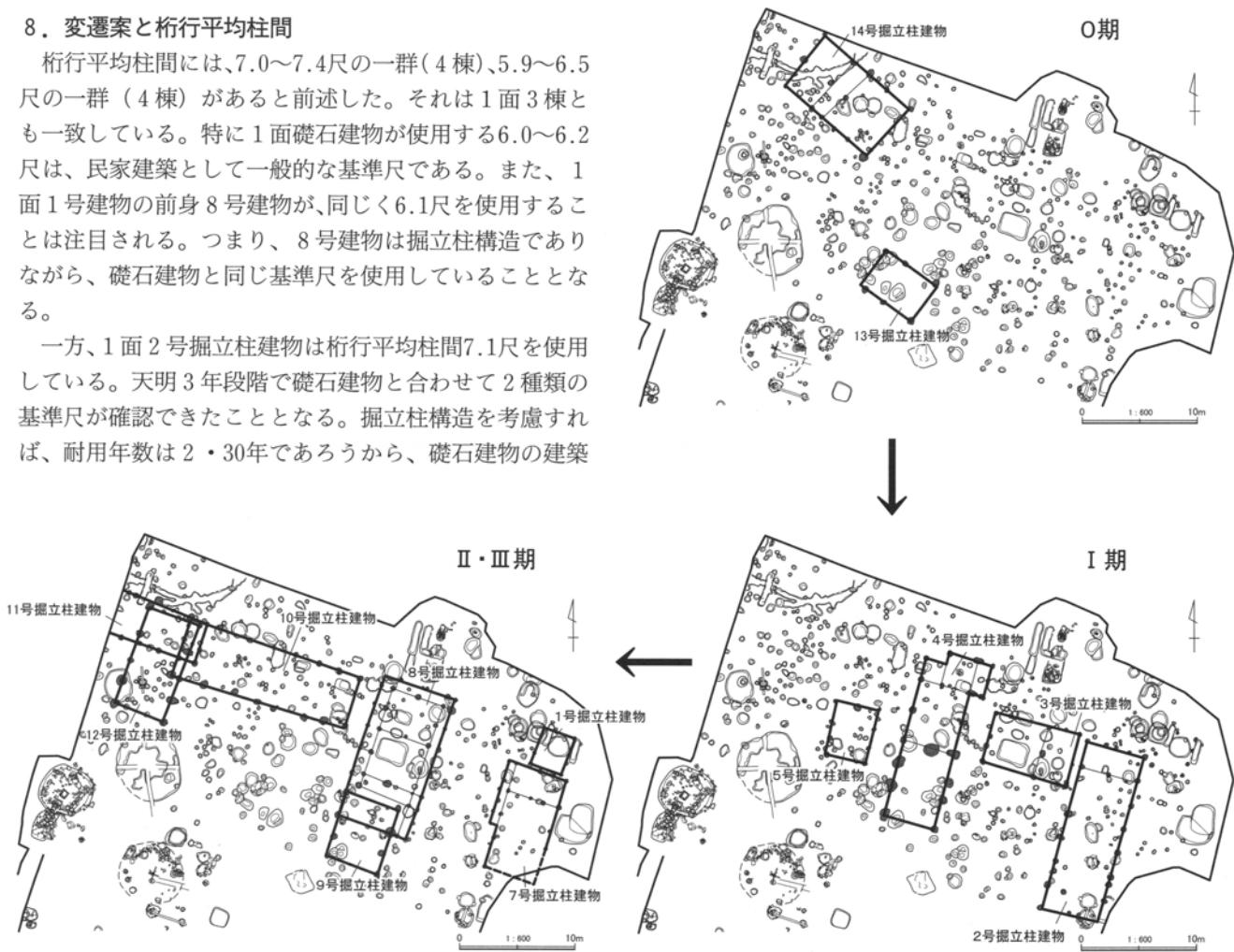


図10 III区2面掘立柱建物の変遷図(『上郷岡原遺跡(1)』より転載、一部修正)

えると、8号建物が最終だから、変遷は第1類2号建物→第2類7号建物→第2類8号建物で決まってしまう。桁行平均柱間は、7.0尺→7.7尺→6.1尺となる。この数値変化を廃材料の再利用による見かけ上の桁行平均柱間増加⁹⁾で説明することは難しい。2号建物から7号建物を建て替えたとすれば、桁行が7間14.92mから4間9.36mでは短すぎるからである。また、続く8号建物は7間11.98mと長くなる。そこで、7号建物を除外して、2号建物→8号建物と考えれば、不都合はなくなる。しかし、7号建物の扱いが課題となる。

西屋敷では、第1類4号建物→第2類10・11・12号建物となるが、桁行は5間11.16m→7間15.68m・11号建物不明・4間8.95mで、連続性は全く捉えられない。主屋建物は時代によって増減すると言えばそれまでだが、本事例ではそれのみでは説明できない現象がある。

屋敷地について東西の別を外して、桁行の減少を基準に並べてみる。ただし、8号建物は最終でなければならぬ。第1類2号建物7間14.92m→4号建物5間12.16m→第2類7号建物4間9.36m→12号建物4間8.95mが一系統。第2類10号建物7間15.68m→8号建物7間11.98mがもう一系統できてしまう。桁行平均柱間をみれば、前者は7.0尺→8.0尺→7.7尺→7.4尺で、8.0尺を見かけ上の増加とすれば、矛盾なく並ぶ。後者は7.4尺→6.1尺で天明段階の基準尺を思わせる。

さて、屋敷地を東西に分けない場合、建物の変遷は非常にスムーズとなった。建築材は基本的に再利用される。そうした立場で考えれば、主屋の規模が極端に増減することはない。なぜなら、縮めれば材料は無駄になり、増やせば新材料が必要となるからである。これは頻繁には行えない。したがって、東西屋敷地を分けて建物の変遷を考えることには無理がある。

だが、天明段階の建物配置を考えれば、東西の別を容易に外すのも躊躇される。やはり、2面建物群にも東西屋敷地の区別があるようにみえる。この矛盾を解消することは難しい。あえて言えば、東西屋敷地の居住者には、別人格ながら親子関係のような親密さがあって、建物は共有財産として住み替えていく連続性があったとすればどうか。あくまで憶測に過ぎないが。

変遷案は難しい領域に踏み込んでしまったが、大枠で考えて、7尺台の建物群から最終的に6.1尺の8号建物が発生してくることは動かないものと考える。

9.まとめ

本遺跡III区2面の建物群は、復元できただけで14棟存在していた。うち3棟を除けば、一つのまとまった屋敷として変遷案を示すことができた。しかも、天明3年段階の1面建物群への継続性もみることができた。それは2面建物群が持つ景観が、1面の景観とも通じているこ

とを意味している。つまり、屋敷地の南側に展開する広大な田畠の中で、建物群は島状に浮き上がっていた。

III区建物群が中世段階まで遡れる可能性はあるが、III区南半分で見つかった中世遺構群との結びつきを感じることはできない。その意味でも、北側の建物群は天明3年の景観に近い印象が残った。

建物の形態的な特徴で前述したとおり、主屋級建物の平面形は、細長い印象が強い。県内でもこうした事例はあるが、屋敷群全時期を通して、この特徴を持つ例は希であろう。これはおそらく近世的な色彩が強いからではないかと思っている。2面8号建物が1面2号建物に継続するということが、長大な掘立柱建物から礎石建ての民家建築への転換として捉えられたことは、非常に意義深く思える。これは、長大な平面形が近世前半を特徴つける形態であるということだろう。

なお、柱穴内からの出土遺物は極めて少なく、掘立柱建物の存続年代を得られなかったことから、編年的な位置づけとして援用できない面を残している。その点で、筆者は平成19年度に本遺跡別調査区で、中世から江戸前期にかかる重複した掘立柱建物群を調査しており、今後はその整理作業の中で、改めて建物を検討したいと考えている。その意味で、本稿は予察と位置づけておきたい。

註

- 1) 1989・1999年に奈良文化財研究所によりシンポジウム「掘立柱建物はいつまで残ったか」が開催され、成果が『埋もれた中近世の住まい』(浅川滋男・箱崎和久編成社2001)にまとめられている。また、近年の研究動向については、永田史子2002「考古学における民家研究の到達点と展望 一民家史記述へ向けてー」『遡航』第20号早稲田大学大院に詳しい。
- 2) 富岡市一之宮本宿・郷戸II遺跡では、竪穴住居跡24軒と掘立柱建物3棟で構成される集落が発見され、報告書では出土遺物の検討から鎌倉期と位置づけられている(柏木一男編著 2001『一之宮本宿・郷戸II遺跡、一之宮古墳群』富岡市教育委員会)。また、竪穴式建物11棟ほかで構成される中村遺跡の検討を含めて、竪穴式建物群を県内中世集落の一形態として位置づけた大塚昌彦の研究も示唆に富む(大塚昌彦 1994『群馬県における中世集落の一形態』『群馬考古学手帳』vol. 4)。
- 3) 1月21日に行われた掘立柱建物の確認調査は、この1面2号建物範囲の下面を指している。調査も終了近い9日目となっていた。残務だったからである。その掘削と作図は、翌22日のみに限られ、あわせてそれまで1棟も認定されていなかったIII区2面掘立柱建物群の写真撮影や追加作図も行い、中近世調査は終了となった。ちなみに、翌23日は雪で休み、24日除雪作業、土日をはさみ、27日雪で休み、28日作業、29日埋め戻しと並行して雪の中調査、30日曇時々雪で調査、31日作業員最終日、2月3日担当3名だけで掘削調査終了となる。いかに、余裕のない調査であったかがわかる。
- 4) 平成15年1月の調査上の悪条件について、『報告書』では記載がない。ハッ場地域の発掘調査は原則1月~3月は休止期間となっている。したがって、本調査は異例だった。平成15年冬は、例年なく雪が多く寒かった。調査区には、氷着して動かせなくなった土嚢の山が点在した。遺構写真撮影に際して、遺物を洗浄する作業が生じる。バケツに汲んだ水は直ぐに凍り、洗浄の際には氷を割ってスポンジを浸す。作業員の苦労は尋常ではない。撮影準備のため遺構清掃をすれば、急に風花が舞い降り遺構面が雪の斑模様になる。しばらくして、急に晴れて清掃を再開するが、更にまた風花の到来。しかし、調査を休止する余裕はなく、写真是断念されたのである。更に筆者は寒さのためか、

血圧の異常を感じたこともあった。

- 5) 調査引き継ぎの時点で、1面1号建物の下面に空洞化した柱穴が発見されたことを聞き、この部分に掘立柱建物を認定する使命があった。また、1/20の詳細な遺構平面図が完成したとしても、1面1号建物との照合作業がなければ二度手間になるという認識も当時から持っていた。しかし、1面1号建物に図6にみる掘り方平面図があることすら当時は知らず、照合作業が実際にはどうなるのかさえ不鮮明だった。今時、『報告書』の刊行を受けて、掲載された図版資料を見る機会を得て、ようやく何を照合すればよいのか分かった次第である。
- 6) 建物変遷を検討した結果、荒砥諏訪西遺跡などで主屋建物が長大化する傾向がみられた（飯森2005）。
- 7) 1号馬屋跡は、筆者も調査に関わった土坑であり、底面は整った平坦面を呈していた。したがって、調査段階では3号建物との関連は想定できていたが、馬屋跡とは考えず、土坑として扱った。規模としては馬屋跡を想起させるが、馬屋の場合底面は丸みを持って、グラグラとした凹み状をなす印象がある。1号馬屋跡については、馬屋跡とするには疑問が残る。
- 8) 飯森康広 2008 「榎木II遺跡の建築遺構について」『榎木II遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.184-187
- 9) 見かけ上、桁行平均柱間が増加する状況については説明を要しよう。これは筆者が下植木壱町田遺跡での分析をヒントに主張している仮説

である（飯森2005）。図11は、もっとも典型的な事例として示した建物変遷例である。この遺跡では時期変遷が9時期程度想定され、うち2期から4期の主屋を例示している。11号建物は、1×4間の東西棟の1面下屋で、桁行は約8.68m、桁行平均柱間は約2.17mであった。ついで7号建物は、1×4間の南北棟で、桁行は約8.44m、桁行平均柱間は約2.11mと微妙に縮小していることがわかる。図はないが、続く9号建物は1×3間の東西棟で、桁行は約7.15m、桁行平均柱間は約2.383mとなっている。最後に9号建物は、2×3間の東西棟の2面下屋で、桁行は約6.91m、桁行平均柱間は約2.303mとなっている。全体規模は4時期連続で減少しているが、桁行平均柱間だけが、逆に一旦増加している。表面上は広規格に構造変化したように見える。これを「見かけ上」と筆者は名付けている。何のことではなく、桁行が減少したため、桁側の柱数を減らし、桁行4間から3間にへと変更したことにより、桁行平均柱間が増加したと考えたのである。重要なことは、建物規模はずっと縮小していることで、言い換えれば建物が消耗していく状況を示していると考えた。だから、建物は建て替えられていても、材料は同じではないか。つまり、材料は再利用されて行くなかで、寸法が短くなったと考えたのである。ところで、この遺跡では6期めで、主屋の桁行が約7.795mと増加し、桁行も4間に戻り、桁行平均柱間は約1.98mと減少している。この現象を見かけでなく、本来の建物更新と考え、画期と考えることとしたのである。

引用文献

- 飯森康広 2005 「小規模な中世屋敷内部の建物変遷と傾向－掘立柱建物跡の桁行平均柱間を中心に－」『研究紀要』23 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.57-84
 飯森康広 2007 「三平II遺跡の建物群について」『三平I・II遺跡』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.259-262
 石田 真 2003 不思議な建物と焼土「遺跡は今」第12号 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 p.8
 桑原 稔 1976 『住居の歴史』現代工学社
 楠崎修一郎編著 2007 『上郷岡原遺跡(1)』(財)群馬県埋蔵文化財調査事業団
 (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団 2003 「遺跡は今」第12号

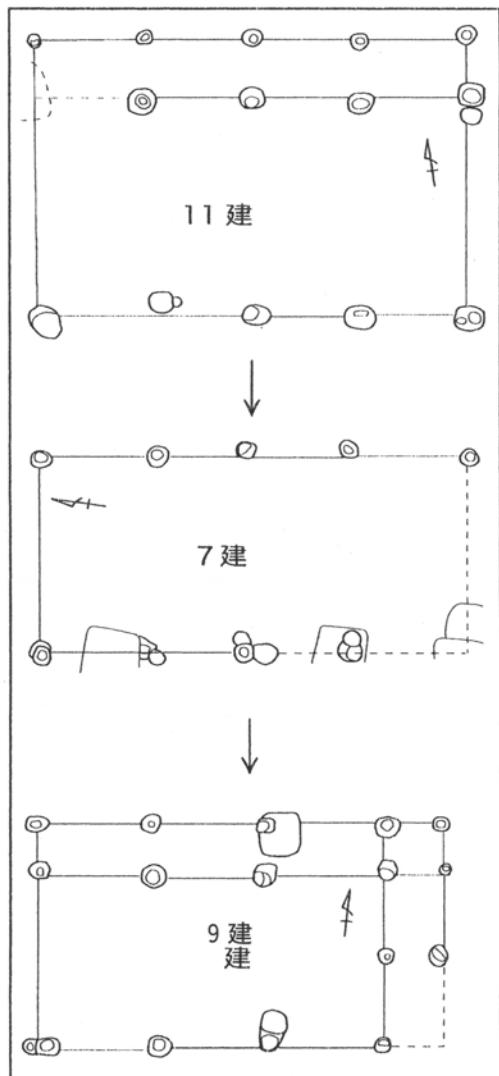


図11 建物間口減少と4間から3間への変遷
 (下植木壱町田遺跡1区建物群)